

# 防犯と景観の両立を軸とした都市公園のデザインに関する研究 -福岡市における警固公園再整備事業を事例として-

福岡大学大学院工学研究科	学生会員	○大坪美沙
福岡大学工学部社会デザイン工学科	学生会員	竹田恭葉
福岡大学工学部社会デザイン工学科	正会員	柴田 久, 石橋知也

## 1. はじめに

近年、都市公園における安全・安心が取り沙汰されるなか、迷惑行為や犯罪の抑制に向けた公園管理の重要性が求められている。福岡市にある警固公園においても、夜間のスケートボード、休日のデモ行進といった周辺への騒音被害が相次ぎ、加えて性犯罪等の発生が問題視されていた。これに対して福岡市は、同公園の防犯効果の向上を柱とした大規模な再整備事業を平成 24 年に実施している。一方、国土交通省「都市公園法運用指針」によれば、都市公園は人々のレクリエーションの場であり、良好な都市景観の形成や豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設であるとされている<sup>1)</sup>。

本研究では上記警固公園再整備事業の設計プロセスを詳述し、防犯と景観の両立を軸とした都市公園整備の要点について考察することを目的とする。

## 2. 警固公園再整備事業の概要

本事業の背景として特筆すべきは、平成 22 年 7 月に発足された「警固公園対策会議」が挙げられる(平成 24 年末までに計 11 回開催)。本会議は近隣住民ならびに福岡市役所・中央区役所、福岡県警察本部、中央警察署等によって構成され、毎回 45 名ほどの出席により、警固公園における事件発生の現状や対策の方向性が議論されてきた(写真-1)。同公園の再整備計画に求められた具体的な方針は 1) 見通しの確保、2) 公園と公園周辺の双方向に開放された動線の確保、3) 不適切な利用の仕方の抑制、4) 公園をセットバック(兼用工作物化)し、前面歩道を拡幅、5) 目につきやすい場所へトイレを移設の 5 点とされ、本会議において合意形成がなされている。その結果、後述するように、犯罪発生場所として問題視されていた築山を撤去し、新たに中央園路を設置したうえで、植栽の剪定やトイレの移設等、見通しと動線を確保する整備を実施、平成 24 年 12 月に供用を開始している。

## 3. 警固公園再整備事業における検討経緯

### (1) 初期デザイン案に対する問題提起

筆者らの所属する福岡大学景観まちづくり研究室(以降:研究室)は、平成 23 年 9 月より本再整備計画の基本設計ならびに詳細設計のデザイン監修に従事し、同年 10 月の第 7 回対策会議において再整備事業のデザイン初期案を確認するに至っている。初期案では「アメンボの道」とするデザイン根拠の不明な園路の設置や、近隣住民から出された公園利用に対する厳しい制限の要望を受け、プランターや小さな小山を配置するオープンスペース縮小策が考案されていた。これに対して研究室は、多くの市民に利用される警固公園の特性を挙げ、初期案における整備方針の修正について指摘を行った。また研究室は同公園の設計案の検討に際して、公園内の利用実態調査や近隣住民、防犯ボランティアならびに警固神社等の周辺に存在する関係者へ向けたヒアリング調査を実施し、公園の現状把握および住民からの要望把握に努めた。

### (2) 安全安心センターの建設位置に関する検討経緯

警固公園では、公園内の治安向上を目的とし、交番と地域防犯活動支援施設を併設した「安全安心センター」(以降:センター)の設置を予定している。福岡市はセンターの建設位置について複数案検討し、平成 24 年 1 月の打ち合わせにおいて、パトカーの駐車スペースの確保および周辺商業施設との関係等を考慮し、築山があった中央園路の線上に配置する案が示された。これに対して研究室より、本配置が公園の北西側出入り口からの見通しを阻害し、園路の延長線上に交番が存在することに対する懸念を指摘した。その後、園路線形を修正した案を研究室より提示し、福岡市役所、福岡県警等の合同協議の結果、園路を避けるとともに、園内の動線と見通しに配慮したセンターの配置が最終決定された。

## 4. 再整備後の警固公園の特徴



写真-1 警固公園対策会議



写真-2 再整備後の警固公園



図-1 警固公園再整備事業最終計画案

デザインコンセプトは「防犯と景観の両立」、すなわち「公園内の見通しと動線を確保する防犯効果の向上とともに周囲に広がる街の景観とにぎわいを警固公園の魅力として取り込む」とされた(写真-2)。同公園の主な特徴は、築山の撤去に伴う中央園路の設置によりデモ行進等の迷惑行為を抑制したこと、曲線形状のベンチを芝生に配置し、スケートボード等による不適切な利用を防止したことが挙げられる(図-1)。詳細に関しては紙幅の都合上発表時に述べる。

## 5. 再整備後の警固公園における利用実態調査

供用開始後の警固公園において動線および聞き取り調査を実施した。結果は発表時に述べる。

## 6. まとめ

### (1) 都市公園における防犯と景観の両立意義

前述したように、都市公園運用指針では都市公園に対し、良好な都市景観の形成に加え、レクリエーションのための空間機能が求められていた。すなわち初期案におけるオープンスペースの縮小策は、迷惑行為以外の上記空間機能に関わる行為をも排除する危険性が指摘され、偏重した整備と位置づけられよう。また整備後の意識調査より「綺麗になって前より来るようになった」等の意見が得られ、再整備後の警固公園の魅力向上が利用者増加に繋がり、引いては人の目線が増えることによる防犯効果の向上に還元される可能性が示唆されよう。

### (2) 再整備事業に寄与する積極的な関係構築の重要性

景観と防犯の両立が目指された警固公園の再整備事業では、警察との連携は必須であったといえる。一方

で公共空間整備の現場において、警察との協議が難航あるいは衝突するケースも往々にして多い。本事業プロセスでは、複数回に渡る警固公園対策会議の実施や近隣住民、防犯ボランティアへの直接的な意見聴取等によって、関係主体間における横のつながりが図られ、園路やセンター等、デザイン案の修正や変更に対する理解が促されたことが考えられる。すなわち、関係者間の積極的な繋がり構築は、事業を円滑に進めるだけでなく、公園整備におけるデザイン案の質的向上に寄与する作業として重要といえよう。

### (3) 都市公園が有する二重の公共性に対する配慮

本事業においては、公園の近隣住民が静穏な警固公園を理想とし、来園者の行動を厳しく規制するオープンスペースの縮小策が挙げられていた。さらにイルミネーション等、多くの市民に親しまれるイベントの廃止も訴えられている。これに対し、警固公園の再整備は新聞・テレビ等でも広く報道され、同公園に対する注目度の高さが伺える。すなわち、都市公園においては、近隣住民ならびに都市部周辺から訪れる多くの来街者との間に異なるレベルの公共性が見出され、双方に応えた公園機能のバランスが求められる。留意すべきは、近隣住民の意見のみを闇雲に反映させた付け焼刃的なハード対策の回避であり、整備後のソフト対策を考慮したデザインの工夫を設計段階から取り入れる作業の重要性が挙げられよう。

### 参考文献

- 1) 国土交通省 HP：「都市公園法運用指針」(第2版)、平成24年4月、国土交通省都市局